

労働基準法 通貨払いの原則と例外 ワンポイント解説 2018年版

[学習のポイント]

基本的な個所ですが、「通常の賃金」と「退職手当」の内容の確認が必要です。

[原則]

通貨での支払い。

通貨とは、日本国内で強制通用力のある貨幣(鑄造貨幣と日本銀行券)

「労使協定」ではありません。また、労働協約の適用を受ける労働者限定です。

[例外]…3つ

①法令に別段の定めがある場合(現在、定めなし)

②労働協約に別段の定めがある場合(通勤定期券・自社製品)

直ぐに引き出し可能です。

③厚生労働省令で定める方法

通常の賃金	(1)金融機関の預貯金口座への振り込み (2)証券総合口座への払込み
退職手当	上記(1)、(2)の方法 (3)金融機関を支払人とする小切手の交付 (4)金融機関の支払保証子切手の交付 (5)株式会社ゆうちょ銀行が発行する普通為替証書・定額小為替書の交付



個々の労働者との同意

同意の形式は問わず、預貯金口座の指定があれば、同意を得られたものとします。

通常の給与は、(1)、(2)のみです。